

資 料 提 供
令和 8 年 9 月 9 日
島根県総務部人事課
人事企画係 松本
電話：0852-22-5025

知事の職務代理について

知事は、令和 8 年 9 月 21 日から令和 8 年 10 月 9 日まで職務に専念できないので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により、その間は副知事の石原恵利子が知事の職務代理者となります。

なお、知事職務代理者の呼称は、下記のとおりです。

記

1 知事職務代理者の呼称

島根県知事職務代理者 島根県副知事 石原恵利子